

都道府県知事
政令指定都市市長
中核都市市長

） 殿

環境省地球環境局長

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令等の
施行について（通知）

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 15 年政令第 223 号。以下「改正令」という。）が平成 15 年 5 月 14 日に公布され、平成 15 年 10 月 1 日から施行される。

また、これに伴い、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 15 年環境省令第 14 号。以下「改正省令」という。）及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部を改正する件（平成 15 年環境省告示第 68 号。以下「改正告示」という。）が、平成 15 年 6 月 13 日に公布され、改正令の施行日と同日から施行される。

については、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたく通知する。

記

1 改正の趣旨

水底土砂の排出方法については、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号。以下「海防法」という。）第 10 条第 2 項第 3 号及びそれに基づく海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 201 号。以下「海防法施行令」という。）第 5 条の規定により基準が定められているところである。しかしながら、平成 13 年度に全国の公共用水域において行われたダイオキシン類環境調査等により、一部港湾等の底質にも高濃度のダイオキシン類が含まれていることが判明したところであり、当該底質のしゅんせつ等を行った場合、高濃度のダイオキシン類を含む水底土砂が生じる可能性があるため、ダイオキシン類を含む水底土砂の排出方法を規制することに係る必要な改正を行うこととしたものである。

2 改正令について

改正令により、ダイオキシン類を環境省令で定める基準以上含む水底土砂を海防法施行

令第5条第2項第4号において規定される水底土砂に追加したこと。

これにより、ダイオキシン類を含む水底土砂であって、改正省令に定める基準に適合しないものは、当該水底土砂及び海水が海洋に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設等を設けられた埋立場所等以外への排出を禁止するとともに、海洋投入処分を禁止することとした。

3 判定基準について

改正省令により、ダイオキシン類を含む水底土砂に係る判定基準については、「検液1リットルにつきダイオキシン類10ピコグラム以下とする。」としたこと。

4 検定方法について

改正告示により、検定方法は、検液の作成に関しては他の水底土砂に含まれる有害物質に係る検液の作成方法と同様とし、作成した検液の検定方法は、排水中のダイオキシン類の測定方法を定めた日本工業規格 K0312 に定める方法により行うこととするとともに、測定されるダイオキシン類の量を、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第65号）第3条で定める方法により、2・3・7・8 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性に換算することとしたこと。